

# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年3月2日



住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号  
氏名 株式会社市川環境エンジニアリング  
代表取締役 岩橋 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成15年3月26日	許可番号	第14-4,5-2-117号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、がれき類		
設置場所	千葉県市川市加藤新田212番3, 202番5		
処理能力	廃プラスチック類 120t/日 (15t/時×8時間) 木くず 87.2t/日 (10.9t/時×8時間) がれき類 72.8t/日 (9.1t/時×8時間)		
許可の条件	1 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3 産業廃棄物の処分に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	存 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成30年2月20日 変更届(代表者の変更)

**本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。**